

政 委 第 18 号

平成 17 年 11 月 14 日

文 部 科 学 大 臣
小 坂 憲 次 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 5 独立行政法人（独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議

決定)を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」(平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主要な事務及び事業
の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「国立特殊教育総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、特殊教育のナショナルセンターにふさわしい研究活動を主軸に置くとともに、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への政策的転換の動向や、地方公共団体、大学等の関係機関等との役割分担を踏まえ、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究活動の重点化等

1 特殊教育に関する研究の重点化

特殊教育に関する研究については、障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）や、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）等の趣旨を踏まえ、①特殊教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究等、特殊教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化するものとする。

また、これらの研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、迅速に研究成果を提供するため、すべての研究課題に年限を設けるものとする。

さらに、任期付研究員制度を導入し、研究を効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 研究課題の精選と評価システムの構築

研究の事前評価のため、毎年度、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施し、研究課題の採択や研究計画の改善にその

結果を反映するものとする。

また、研究の質の向上、研究の効率的かつ効果的な実施を図るため、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施するとともに、進行中の研究の内容を公開し、教育現場や研究者の意見を集約できるようなシステムを構築するものとする。

3 研究成果の普及促進等

国立特殊教育総合研究所の研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等参加型の方法を中心としたものに改めることにより、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進を図るとともに、参加者の意見を集約することにより、研究計画及び研究内容の質の向上に資するものとする。

また、都道府県の特殊教育センター等の関係機関からの要請による講師派遣、インターネットを活用した情報提供を効果的に行うなど、研究成果の普及に努めるとともに、都道府県等における特殊教育に関する研修の質の向上に貢献するものとする。

4 関係機関との連携の緊密化

相互の課題認識・研究方法・研究資源などを関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募するものとする。

また、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、国立特殊教育総合研究所の実際研究の質的向上を図るため、大学などの研究機関との共同研究を積極的に推進するものとする。

第2 研修事業の見直し等

1 長期研修の廃止・転換

1年の研修期間で行われている長期研修（特殊教育指導者養成研修）については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、これを廃止することとし、都道府県等の教育政策や教育研究の推進を図るために必要な専門性を持った、特殊教育の指導者の育成に真につながるものに転換するものとする。

2 短期研修の実施方法の見直し

障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施されている短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）については、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置するとともに、国立特殊教育総合研究所において受講する科目は、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な内容とし、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムとするものとする。

なお、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等を見直すものとする。

3 その他の特殊教育に係る研修・講習会の特化

長期研修、短期研修以外に実施している各種の研修・講習会については、都道府県等における同種の研修の実施状況を踏まえ、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、①特殊教育政策上重要性の高い研修、②特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修等、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした特殊教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的なものに特化するものとする。

なお、これらの研修については、次期中期目標期間中において、その必要性、研修内容等について逐次見直しを行い、各都道府県等において定着し、国立特殊教育総合研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止するものとする。

第3 教育相談活動の重点化

1 個別教育相談の限定的実施

教育相談活動については、特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、各都道府県の特殊教育センター等における体制の整備状況、問題解決における教育委員会の関与の重要性等を踏まえ、基本的に各都道府県等にゆだねることとし、国立特殊教育総合研究所においては、臨床的研究のフィールドとしての教育相談や、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談に限定して実施するものとする。

なお、教育相談を希望する保護者等に混乱が生じないよう、相談窓口に関する情報の周知を徹底するとともに、各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関との連絡・調整を密にするものとする。

2 教育相談機関等への支援

各都道府県の特殊教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関を支援するため、これらの関係機関に対し、①教育相談に関するコンサルテーション、②教育相談事例を蓄積したデータベースの構築・活用による各種の情報提供、③教育相談に関するマニュアル等の作成・提供等を行うものとする。

なお、教育相談事例を蓄積したデータベースについては、個人情報の保護に留意しつつ、教育相談を行う上で真に有用なものとなるよう、その構築に当たって、教育相談現場のニーズを的確に把握し、蓄積するデータの分類・内容、情報検索機能及び情報管理の在り方について十分な検討を行うとともに、運用開始後においても、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うものとする。

第4 特殊教育に関する情報発信センター機能の強化

大学における研究成果も含めた特殊教育に関する国内外の図書・資料等や国際交流を通じて得た諸外国の特殊教育に関する情報をデータベース化し、我が国の特殊教育のナショナルセンターとして、さらに、アジア・太平洋地域の特殊教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特殊教育に係る総合的な情報を提供するものとする。

第5 運営・管理の効率化

一般管理業務については、民間委託、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図るものとする。

第6 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価

に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

国立特殊教育総合研究所の事務及び事業については、教員養成系の大学・学部等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人国立国語研究所の主要な事務及び事業 の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）の主要な事務及び事業については、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、同研究所における国語研究を国語政策に連結したものとし、日本語教育研究を始めとするその他の事業についても国語研究の研究成果等を基盤としたものに整理・転換するとの方針の下、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に再編・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 国語研究事業の再構築

1 国語研究事業の役割及び政策上の位置付けの明確化

国語研究事業については、進展する国際化・情報化に対応し、①我が国における言語文化としての国語の時代ごとの姿を記録・保存し、後世へ継承していく機能、②我が国の国語の使用実態とその変化を把握・分析し、正しい国語の保持・普及や時代に即した国語の改善及び国民の言語生活の向上のために必要となる資料の作成・提供や提言を行う機能を担っていくことが必要である。

この考え方に基づき、現行の国語研究事業については、以下のとおり再編・整理するものとする。

なお、これらの機能の実効性を確保するため、国立国語研究所及びその国語研究事業について、政策の企画立案及び推進を所掌する文化庁並びに国語政策の審議機関である文化審議会との関係を次期中期目標等において明確にすることが必要である。

2 国語研究事業の再編・整理

従前、細分化され相互に関連性の薄いままに実施されてきた国語研究事業については、柱となる「基幹的調査研究」と「喫緊課題対応型調査研究」に再編し、以下のとおり整理するものとする。

- (1) 基幹的調査研究については、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその

変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、例えば5年ごとに行うなど定期的かつ継続的に実施する調査研究とするものとする。

この調査研究を行うに当たっては、国語の使用実態とその変化を効率的かつ効果的に把握するために、既往の複数のデータベースをも取り込んだデータベースを構築し、それを活用するものとする。

これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等については、文化審議会における国語政策の企画立案や推進のための審議資料として提出するとともに、これを基に国語の改善及び国民の言語生活の向上に資する具体的な提案も積極的に行っていくものとする。

なお、このデータベースに蓄積されたデータについては、インターネット等を通じて一般国民や産業界、大学等でも活用できるようにするものとする。

- (2) 喫緊課題対応型調査研究については、既に明らかになっている課題の解決、具体的な施策の遂行等のために文化庁及び文化審議会等からの要請を受けて実施する調査研究や、教育現場やマスコミ報道等で広く国民から問題提起されたものを端緒にした調査研究とするものとする。

第2 日本語教育事業の再構築

1 日本語教育事業の位置付け

日本語教育事業については、従来、国語研究事業と並ぶ別個の事業として実施されてきた。しかし、日本語学習上の配慮は必要であるものの、理解・普及すべき正しい我が国の国語は、国内外の別、日本人・外国人の別を問わず同じものである。

この考え方に基づき、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、国内外における我が国の国語の正しい理解と普及を図ることを目的としたものに再構築するものとする。日本語教育の振興については、これを通じて寄与していくものとする。

2 日本語教育事業の再編・整理

日本語教育事業の柱は、国内外の日本語教育現場に対し、国語研究における基幹的調査研究により把握した「日本国内で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」（以下「使用実態に関する情報」という。）と、「外国人が学習目標

とすべき正しい日本語に関する情報」（以下「学習基準に関する情報」という。）を併せて提供する事業とするものとする。

「使用実態に関する情報」については、実際のコミュニケーション現場で使用されている実態に即した日本語教育に資するため提供するものであり、「学習基準に関する情報」については、実態に即した日本語の使い方を正しい我が国の国語との違いも認識して、学習目的に応じて効率的に学習・指導できるよう提供するものである。

これらの情報については、その内容が正しく理解され、日本語教育機関等による教材や教育内容の自主的な見直しを促し、国内外の日本語教育現場における教育に実際に反映されるようにするため、教育現場で直ちに使用できる形で提供するものとし、「使用実態に関する情報」については、本来あるべき正しい我が国の国語との対比、用例・用法等の詳細データを盛り込んだ教材的なもので提供し、「学習基準に関する情報」については、我が国の国語の外国人向け学習指導要領的なものや習得度を確認できるようなテスト形式のもので提供するものとする。

このような形態で情報の提供を行うに当たり、情報の内容が的確かつ効果的に理解・使用されるよう、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得る仕組みの構築により、日本語教育現場や教育環境に関する情報収集や必要な調査研究を行うものとする。

また、提供方法については、効率的かつ効果的に提供・普及させる観点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関、海外の日本語教育を所管する独立行政法人国際交流基金等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象にした研修、セミナー等の開催によるものとする。

インターネットを活用した情報提供に当たっては、国内外への我が国の国語に関する情報発信の効率化及び充実を図るため、現在運用している「日本語情報資料館」（国立国語研究所が構築している電子資料館）の機能を強化・活用するものとする。

以上のような事業の再編・整理に伴い、従来から実施している長期研修、短期研修及び遠隔研修については、廃止するものとする。

なお、この日本語教育事業の実施に当たっては、関係機関との十分な調整・連携を図るとともに、次期中期目標期間を通じて、その効果を的確に把握・検証するものとする。

第3 運営・管理

一般管理業務については、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図るものとする。

また、業務実施体制については、再構築した国語研究事業、日本語教育事業に効率的に対応し得るものとなるよう見直すものとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

国立国語研究所の事務及び事業については、大学や他の公私の団体等との人事交流を促進し、より一層の成果をあげる観点から非公務員が担うものとする。

また、任期付研究員制度を導入し、研究を効率的かつ効果的に実施するものとする。

独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の主要な事務及び事業については、「芸術文化の創造と発展」、「国民の美的感性の育成」のため多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供することを目的とする機関として、かつ、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 展示事業の重点化

美術作品の展示事業については、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、企画展や地方巡回展を次の方向で重点化するものとする。

- (1) 企画展の内容については、国レベルの取組として、ナショナルセンターの役割にふさわしいものにするため、①世界の美術動向を捉えた、全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会、②現在又は将来の美術動向に影響を与え、新たな創作活動への刺激となるような先端的な展覧会、③海外の主要美術館との連携・協力の下で海外の秀逸な美術作品を紹介するなど、国際的な視野に立った国家的規模で行う主導的な展覧会に特化するものとする。
- (2) 地方巡回展については、地方における鑑賞機会の充実の観点から、これを積極的に行うものとするとともに、所蔵品に係るものにあつては、地方のニーズを反映させたものとなるよう内容等を見直すものとする。
- (3) 美術作品の収集については、国民の多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を国立の美術館として担保していくために必要となるコレクションの形成を進めるため、美術作品に関する情報収集能力と機動性を高めるものとする。

第2 調査研究関係事業の特化等

美術作品に関する調査研究事業については、大学等の研究機関との役割分担を明確にするため、コレクションの形成、展覧会の実施等国立美術館における美術館活動に直接結びつくような研究活動に特化するものとするものとする。

一般美術史的な調査研究等や美術作品の保存に関する科学的な調査研究については、原則自らは実施しないものとし、これらの調査研究により得られる知見・技術がコレクションの形成、展覧会の実施等に必要となった場合には、国内外の美術館や大学、他の研究機関等における調査研究成果を活用することを基本とするものとする。

以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、引き続き実施する必要性が低い調査研究等については、廃止するなど必要な措置を講ずるものとする。

なお、国内外の美術館、大学や他の独立行政法人等の研究機関における知見・技術を活用するため、これらの機関とのネットワーク化の推進を図ることにより連携・協力体制を構築するとともに、このような場を活用して、国内外の美術館における美術作品のコレクション形成や展覧会の質的向上に資するため、国立美術館における調査研究の成果を積極的に発信するものとする。

第3 教育普及事業・研修事業の重点化

教育普及事業については、一美術館としての取組にとどまらず、ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、全国の小・中学校や公私立美術館で使用できる美術作品鑑賞補助教材の開発などに重点化するものとし、その方向性に沿わない教育プログラムの開発事業を廃止するものとする。

研修事業については、ナショナルセンターとしての役割にかんがみ、今後の美術館活動における中核的な人材を育成するものに特化するものとする。

このため、学芸員資格の取得を目指す大学生に対して実施してきた従来型の実習は廃止し、大学等と連携しつつ、将来の美術館活動を担う人材を育成するための高度で専門的な内容の事業に重点化するものとする。

また、公私立美術館の学芸員を対象に展覧会業務やその他日常業務を通じて専門的知識や技術を向上させることを目的に実施してきた「キュレーター実務研修」については、ニーズが低いことから廃止するものとし、より多くの公私立美術館の学芸員の参加を得、国立美術館が有する専門的知識や技術を全国に普及していくために、真に有用なものとなるよう研修の在り方を抜本的に見直すものとする。

さらに、教員向けの研修事業については、各美術館施設の周辺地域の教員を対象とした研修を見直し、研修の成果が全国に普及されるよう研修対象を各地域の中核的な指導

者として活躍する人材を育成するものに重点化するものとする。

第4 運営・管理の効率化

一般管理業務の一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託の実施、一般競争入札の範囲拡大を図るものとする。

その際、平成18年度に開館する国立新美術館も含めた5館それぞれの民間委託等の予定や推進状況に留意するとともに、市場化テストに関する議論や地方公共団体における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

国立美術館の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所
の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）及び独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。また、これら2法人を「文化財関係2法人」という。）の主要な事務及び事業については、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、以下のとおり再編する方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 文化財関係2法人の事務及び事業の一体的実施

文化財関係2法人が実施してきた事務及び事業の中には、有形文化財の保存及び修復、文化財に関する国際協力・貢献、文化財保護に関する人材育成等に関するものなど、文化財関係2法人相互には補完的な関係にある業務がある。

これらの業務を一層効率的かつ効果的に実施するためには、統一的なマネジメントの下で実施していくことが適切であり、このため、文化財関係2法人を統合し、両法人における相互補完的な業務の一体的な実施を図るものとする。

文化財関係2法人の統合に当たっては、両法人が担ってきた①国の責務として、国の宝であり国民共通の財産である有形文化財を自ら収集・保存・管理し、後世に継承していくとともに、それらの文化財を活用して国民における日本の歴史・文化の理解の増進を図る機能及び②国の文化財保護行政の基盤を支えるため、文化財全般を対象として、基礎的・体系的な調査研究及び文化財の保存・修復等に関する科学的・先端的な調査研究を行う機能を踏まえ、一体性と機動性を確保した運営に留意しつつ、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に文化財の保存及び活用という目的の達成を図るため、以下のとおり事務及び事業を再構築するものとする。

第2 文化財の保存・活用を目的とした事務及び事業の再構築

1 文化財の保存・管理・展示業務の効率的かつ効果的实施

(1) 有形文化財の保存・管理業務の質の向上

博物館が実施する有形文化財の保存・管理業務については、1法人における統一

的なマネジメントの下で、文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門との間における人事交流の促進、連携の緊密化等を図ることにより、博物館が収蔵する13万件に及ぶ文化財の保存・管理の質の向上を図るものとする。

また、有形文化財の国内保存修復支援拠点として博物館が有する文化財保存修理所の業務に、文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門が有する知見・技術を十分に活用するものとする。

(2) 有形文化財の展示業務の重点化

博物館が実施する有形文化財の展示業務については、日本人及び外国人の入場者への日本の歴史・伝統文化に関する理解を増進するため、日本及び東洋諸地域の収蔵品・寄託品等を有効活用し、体系的かつ総合的な展示に努めるものとする。

平常展については、特集陳列の充実を図るなど再来者の増加が期待できるような魅力ある展示にも努め、一層の入場者の確保を図るものとする。

特別展については、平常展を補完し、日本の歴史・文化の理解の深度を深めるために実施するものとし、規模的・質的に他の公私立の博物館等では実施が難しい展示について行うものとする。

また、地方における観覧・鑑賞機会の確保を図るため公私立の博物館と共催で実施してきた地方巡回展については、公私立の博物館のニーズを踏まえ、これを廃止し、公私立の博物館からの要望に柔軟に対応できる文化財貸与を積極的に行うことにより、地方における観覧・鑑賞機会の確保のための取組を効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 文化財に関する調査研究業務の効率的かつ効果的实施

(1) 文化財に関する調査研究業務の重点化

文化財研究所が実施する無形文化財も含めた文化財全般に関する調査研究については、効率的かつ効果的な人的資源と資金の配分を行うことにより、①文化財の調査手法に関する研究、②新たに保護の対象となった文化財等に関する評価の基盤となる調査研究、③最新の科学技術を活用した文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究、④我が国の文化財保護上重要かつ緊急を要する文化財の保存・修復に関する実践的研究など、より重要性の高い基礎的な調査研究や、緊急性の高

い調査研究に重点化するものとする。

このうち、有形文化財の保存科学や修復技術に関する調査研究業務については、1法人における統一的なマネジメントの下で、博物館の保存修復実施部門との連携を促進し、調査研究に必要な実証的知見を得ること等によって、その充実を図るものとする。

また、博物館において自ら保存・管理する収蔵品・寄託品及びそれらに関連する外部文化財などを対象とした調査研究については、収集と展示にかかわる応用的な研究に一層重点化するものとする。

以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、引き続き実施する必要性が低い調査研究等については、廃止するなど必要な措置を講ずるものとする。

また、任期付研究員制度を導入し、調査研究を一層効率的かつ効果的に実施するものとする。

(2) 一般公開施設の運営の見直し

現在、文化財研究所が保有・運営している一般公開施設については、調査研究成果の公開施設としての機能を維持しつつ、文化財の保存・管理の一層の質の向上、公開機会の拡大及び施設の有効活用を図る観点から、黒田記念館の展示・公開業務は東京国立博物館との一体的運営を図るものとする。また、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部資料室等については、博物館が有する保存・展示・公開に関するノウハウ等の積極的な活用を図るものとする。

なお、文化財研究所が遺跡等から発掘し、研究成果の公開の目的で一般公開施設において展示・公開している考古資料のうち、最終的に、恒久的に保存・管理する必要があるものについては、博物館での展示や地方公共団体等への移管を含めその適切な管理・活用手法について検討するものとする。

3 文化財の保存・修復等に関する国際協力拠点の明確化等

文化財の保存修復等に関する国際協力拠点の明確化とその機能の充実を図るため、分散配置していた文化財国際協力部門の統合・集約化を図るとともに、文化財関係2法人が有する物的・人的資源を活かし、有機的・総合的な事業展開を図るものとする。

4 文化財に関する研修業務の重点化等

研修業務については、ナショナルセンターとしての役割にかんがみ、今後の文化財保護活動における中核的な人材を育成するものに重点化することとし、文化財関係2法人がそれぞれ行ってきた研修について、両法人が有する物的・人的資源を組み合わせた効果的なものとなるよう整理・統合を図るものとする。

5 他の機関とのネットワーク化の推進

国内外の博物館、大学や民間の研究機関等とのネットワーク化を推進し連携・協力体制を構築することにより、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用を積極的に行うとともに、これを通じて得た文化財に関する情報の提供や本法人が行った調査研究の成果の発信を積極的に実施し、国内外の博物館、大学や民間の研究機関等における文化財の収集・展示・調査・研究の質的向上及び地方公共団体等に対する援助・助言の充実を図るものとする。

第3 本部組織の整備・合理化

本部組織は、文化財関係2法人の本部組織を整理・統合し、両法人が持つ機能に留意しつつ、本部機能として求められる総合調整機能を十分発揮できる体制とするものとする。

第4 運営・管理の合理化・効率化

- (1) 文化財関係2法人の一般管理部門については、統合メリットを発揮する観点から、可能な限り集約し、組織体制の合理化を図るものとする。
- (2) 一般管理業務については、一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託の実施、一般競争入札の範囲拡大を図るものとする。

その際、九州国立博物館も含めた4博物館それぞれの民間委託等の推進状況、多数の技能労務系の職員の在職状況に留意するとともに、市場化テストに関する議論や地方公共団体における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

- (3) 一般公開施設については、自己収入の確保を図るため、同施設の性格にも留意しつつ、入場料有料施設の範囲等について検討するものとする。

第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

文化財関係2法人の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。